

被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会

# 損害保険業界の取組みについて

2014年6月27日

一般社団法人 日本損害保険協会

## <目次>

### 1. 地震保険の加入促進

- (1) 地震保険加入促進の全体像
- (2) 地震保険の加入促進策
- (3) 財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」における論議を踏まえた加入促進
- (4) 地震保険付帯率、世帯加入率

### 2. わかりやすい情報提供

- (1) 募集時・契約時の情報提供
- (2) 契約後の情報提供
- (3) 災害等発生時の情報提供

## <参考資料>

- ・ 火災保険満期更改時おすすめシート(見本)
- ・ 地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書のポイント
- ・ 火災保険重要事項説明書(見直し前、見直し後)
- ・ 保険証券(見本)

# 1. 地震保険の加入促進

## (1) 地震保険加入促進の全体像

### 損保協会

- ◆消費者一般へのはたらきかけ
  - ・テレビ・新聞広告等
  - ・業界共通ツール(パンフレット等)の作成

など

- ・関連団体との連携
- ・訴求対象を絞った取組み

### 損害保険会社

- ◆募集時・契約時のはたらきかけ
  - ・パンフレット、チラシの活用
  - ・満期時や契約中における未加入者へのおすすめ

など

連携

### 財務省

- ◆財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」(有識者会合)
  - ・地震保険の加入促進策に関する提言

## (2) 地震保険の加入促進策

### ① 消費者一般へのはたらきかけ

消費者一般に地震保険への加入をはたらきかけるため、損害保険業界で地震保険広報活動を実施。

#### <2013年度の主な取組み>

##### ◆テレビ広告

##### ①テレビCM (15秒)

放送期間	放送局数
2013年8月24日(土)～9月8日(日) ※東京・大阪・東北は9月6日(金)まで	全国68局
2014年1月10日(金)～19日(日)	関西圏2局
2014年3月4日(火)～13日(木)	関東・東北圏 10局

##### ②テレビ無料パブリシティ

放送期間：2013年8月～12月

※テレビ番組の情報コーナー等でニュースや記事として  
取り上げてもらい、情報提供するもの。

1～3分程度の時間で、地震保険の必要性等を訴求。

##### 【テレビCM】

日本損害保険協会 地震保険 頼れる篇 15秒 カット表

1		日本に住むなら知りたい!	8		生活再建の
2		頼れる!地震保険の話。	9		つよ〜い
3		(かわいらしく力強い音感のあるM) (INA) 地震保険は、	10		味方に
4		みなさんの保険料を 積み立てて、	11		なれるのです。
5		いざというときに	12		
6		備えています。	13		みんなで大丈夫安心。
7		だから、	14		地震保険。

## ◆新聞広告

- ①広告（全5段）：全国46紙、2013年9月1日（日）（日本経済新聞は8月30日（金））
- ②対談記事広告（全15段）：日本経済新聞、2013年11月6日（水）
- ③企画広告（全7段）：全国47紙、2014年1月および3月（全国地方新聞社連合会と連携）

### 【新聞広告（全5段）】

2013年度版

# 頼れる! 地震保険の話。

日本に住むなら知りたい!



**頼れる1** 震災後の生活再建を支える、頼りになる保険です。

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与する保険です。地震保険の保険金だけでは、必ずしもとどりの家を再建できませんが、生活再建に大切な役目を果たします。



**頼れる2** 火災保険だけでは補償できない、地震等の損害を補償します。

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は火災保険では補償されないため、これらの損害に備えるためには地震保険が必要です。

地震保険は、火災保険とセットで加入する必要があります。火災保険のみに加入の方でも、すぐに地震保険を加入できます。



**頼れる3** 住居用の建物にも家財にもかけられる保険です。

他にも、住居と店舗等が一緒の併用住宅にもかけられます。なお、建物と家財は別々に加入します。

併用住宅等、火災保険の適用範囲が50～80㎡の範囲内で適用しますが、建物も5,000万円、家財は1,000万円が限度です。なお、内容が多少、30万円も超えれば自由。金額などはお問合せください。また、併用住宅、全世帯の地震（特別地震）等、併用住宅によって異なります。また、建物の負傷・損害賠償にも適用範囲があります。



**頼れる4** 損害の状況に応じ、すばやくお支払いします。

建物や家財の損害状況によって、全損、半損、一部損の3区分で保険金をお支払いします。全損は保険金額の100%、半損は50%、一部損は5%が保険金として支払われます。保険金を迅速かつ公正にお支払いするために、3区分としています。

※家財の状況が一部損にならない場合や門、塀、塀のみの損害の場合、マンションにおけるエレベーター、自動販売機など、地震被害以外のみの損害の場合などは、保険金は支払われません。



**頼れる5** 大規模な地震が起きても、きちんとお支払いできます。

地震保険は、法律に基づき、国と損害保険会社が共同で運営している保険です。一圓の地震による保険金の支払限度額は、6.2兆円（2013年8月現在）。この金額は、関東大震災クラスの地震が発生しても、支払保険金の総額がこの額を越えないように定められており、適宜見直されています。



**頼れる6** 住宅ローンの負担の軽減にも、役立つ保険です。

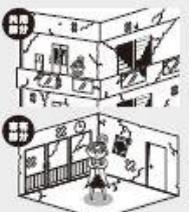
地震で被災すると、地震前の住宅ローンと、建て直す際の住宅ローン、ふたつの住宅ローンを抱える場合があります。地震保険は、万一のとき、住宅ローンの負担を軽減し、生活再建をスムーズにすることも役立ちます。



**頼れる7** マンション共用部分も、しっかり支えます。

マンションには、「共用部分の地震保険」と「専有部分の地震保険」の、2種類があります。共用部分の地震保険の加入状況は、日本全体でおよそ30%。今一度、あなたのマンションの地震保険を確認してみてください。

※2011年度の地震保険料率等、損害保険会社3社調べ。



みんなで支える安心

# 地震保険

みなさんの保険料を積み立てて保険金をお支払いします

頼れる地震保険  [www.sonpo.or.jp](http://www.sonpo.or.jp)  
 日本損害保険協会 ☎0570-022808 外国損害保険協会 ☎03-5425-7850

あいおいニッセイ同和損害 ☎0120-101-101 朝日火災 ☎0120-11-5603 アニコム損保 ☎0800-111-1091 エイチ・エス損保 ☎0120-937-836 共栄火災 ☎0120-860-406 ジェイアイ ☎0120-022-616  
 セコム損害保険 ☎0120-333-962 セゾン自動車火災 ☎0120-281-389 損保ジャパン ☎0120-288-267 大東火災 ☎0120-671-071 東京海上日動 ☎0120-869-100 トリア再保険 ☎03-3253-3171 日新火災 ☎0120-25-7474  
 日本興亜損害 ☎0120-919-498 日本地震再保険 ☎03-3664-6078 日立キャピタル損保 ☎0120-112-109 富士火災 ☎0120-228-386 三井住友海上 ☎0120-632-277 明地安田損保 ☎0120-255-400

エース保険 ☎03-5740-0602 ANJ ☎03-3216-6611 アメリカンホーム ☎0120-218-470  
 ゼネラル ☎0120-138-111 現代海上 ☎0120-82-6566 ニューインディア ☎0120-888-283

3

◆インターネット広告（Yahoo! Japanなど）

バナーやテキスト広告を出稿し、損保協会ホームページにリンク。

また、朝日新聞デジタルとYOMIURI ONLINEのサイトに地震保険の特集ページを掲載

（2013年10月～2014年3月の間に各サイトへ出稿）

◆ラジオCM

73局で20秒CMを放映：2013年8月26日（月）～9月6日（金）

6局で20秒CMを放映：2014年1月14日（火）～18日（土）

および3月8日（土）～12日（水）

◆ポスター

約28,000枚を、2013年8月24日（土）～2014年7月の間掲示。

【インターネット広告】



【ポスター】



## ◆交通広告

車内ビジョンCM(15秒)

2013年8月26日(月)～9月8日(日)

## ◆マンション専門紙・季刊誌

マンション管理新聞 2013年8月25日(日)

マンション季刊誌2誌(うち1誌は計2回掲載)

2013年10月1日(火)・11月22日(金)

・12月1日(日)

## ◆住宅展示場パンフレット設置

朝日新聞社の住宅展示場(東京・千葉)5会場

2013年8月31日(土)～9月30日(月)

## ◆パンフレットの配付

2013年度は10,000部を作成し、各県の消費

生活センターや消費者団体などに配布

## 【マンション専門紙】

2013年 頼れる! 地震保険の話。

日本に住むなら知りたい!

2013年 頼れる! 地震保険の話。

1 震災後の生活再建を支える、頼りになる保険です。

2 地震保険だけでは補償できない、地震等の損害を補償します。

3 住居用の建物にも家財にもかけられる保険です。

4 損害の状況に応じ、すばやくお支払いします。

5 大規模な地震が起きてても、きちんとお支払いできます。

6 住宅ローンの負担の軽減にも、役立つ保険です。

7 マンション共用部分も、しっかり支払えます。

みんなで支える安心  
**地震保険**  
みなさんの保険料を積み立てて保険金をお支払いします

www.sonpo.or.jp

03-5740-0602 03-3216-6611 02-218-470 0120-138-111 0120-82-6566 0120-888-283

## 【防災グッズ】

※ 2014年度の広報活動については現在検討中。  
消費者の加入行動に直接働きかける取組み(ノベルティ(防災グッズ)の配付による地震リスクの注意喚起等)や、被災者の声の活用、代理店や自治体などと連携した取組み等を予定。

エコからうまれた 5x50x50mm  
**耐震パッド 4枚**

地球に優しいエコのうから

**カ**

大型クラスの激震に対応  
地震から家具をガード!  
これ4枚でダンス1半分を守る!

無公害 防音 防湿

大阪産業技術総合研究所振動試験平成17年3月済

備えて安心! 地震保険

## ② 火災保険募集時・契約時のはたらきかけ

火災保険契約者に地震保険への加入をはたらきかけるため、損害保険会社各社において、火災保険の契約時にチラシ、パンフレット等を用いて、地震保険への加入を案内。

### <具体的な取組み（三井住友海上社の例）>

#### 都道府県別チラシ （宮城県の例）

火災保険の契約時に、地震リスクを喚起し、地震保険の必要性を訴求するため、チラシ、パンフレット等を用いて説明し、地震保険の加入をはたらきかけている。

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

### 地震国日本！地震に対する備えはお済みですか？

地震国といわれる日本に住むわたしたちにとって、  
地震は身近で恐ろしい災害です。  
地震に備え、地震保険へのご加入をおすすめします。

ご注意ください！！  
火災保険では地震・噴火またはこれらによる津波（以下地震等といいます。）を原因とする損害は補償されません。①

①注）地震火災費用補償金は、お支払いの対象となる場合があります。詳細はパンフレットの巻末をご覧ください。

宮城県周辺の主な活断層

地震への備えを考えよう！

過去に発生した地震による宮城県の主な被害

西暦	地震または地震の名称	マグニチュード	主な被害
889年	三陸沿岸	8.2	宮城県内、死者多数、津波により多量犠牲で死亡者1,000人。
1896年	明治三陸地震	8.2	津波被害発生、死者3,452人、負傷者1,241人、家屋倒壊345棟、円瓦失3,121棟、津波被害発生、死者・行方不明者308人、負傷者145人、家屋倒壊528棟、円瓦失930棟。
1933年	昭和三陸地震	8.1	津波被害発生、死者・行方不明者64人、負傷者641人、建物全壊977棟、建物死失434棟。
1960年	手島地震津波	9.5	田原町、南方向を中心に被害、死者3人、負傷者272人、家屋全壊340棟。
1962年	宮城県北宮地震	8.5	死者27人、負傷者1,273人、家屋全壊1,180棟。
1978年	宮城県沖地震	7.4	負傷者64人。
2000年	宮城県沖	7.1	負傷者975人、家屋全壊1,279棟。
2000年	宮城県沖	7.2	負傷者79人。
2008年	岩手・宮城間陸地地震	7.2	死者14人、行方不明4人、負傷者385人、家屋全壊28棟。
2008年	岩手県中野(岩手県沿岸北部)	6.8	負傷者17人。
2011年	東北地方太平洋沖地震	9.0	死者9,508人、行方不明1,881人、負傷者4,013人、建物全壊82,754棟、建物半壊129,220棟(2012年1月6日、警察庁調べ)。

※地震調査研究推進本部「地震調査研究推進本部地震調査報告書」を基に作成

■ **地震保険とは**

1. 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。
2. 火災保険にセットしてご契約いただきます。
3. 法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
4. 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。

①注）地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時に被災者の損害や補償金の支払いなどの業務を行います。大地震発生時には民間の補償金を支払う必要があるため、民間損害保険会社が支払った補償金の一定額以上を60日以内で補償を受け取ることであり、必ずしも補償を受け取ることができません。

■ **保険金をお支払いする場合**

地震等によってまたは間接の原因とする火災、爆発、噴火、津波、地震等による被害が生じた場合、お支払いする保険金は、全損、半損、または一部損となった場合、

①注）全損・半損・一部損の判定については、地震保険の損害認定委員会による判定に基づきます。

■ **お支払いする保険金の額**

損害の程度	お支払いする保険金の額	
	建物	家財
全損	地震保険の保険金額×100% (賠償額の限度)	
半損	地震保険の保険金額×50% (賠償額の50%が限度)	
一部損	地震保険の保険金額×5% (賠償額の5%が限度)	

①注）損害保険会社で規定された1回の地震等による補償金の総額が7万円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された補償金総額に見る7万円の割合によって削減される場合があります。(2014年4月現在)  
②注）72時間以内で発生した2回以上の地震等は、これらを併せて1回の地震等とみなします。

■ **保険金をお支払いしない主な場合**

地震等により保険の対象が損害を受け、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害の場合には保険金をお支払いしません。

■ **地震保険料の目安（宮城県） <2014年7月以降地震保険給付契約用>**

(地震保険の保険金額1,000万円、地震保険額引なし)※建物と家財の保険料は同じです。

構造区分	耐火構造 (コンクリート製等)	非耐火構造 (木造建物など)
1年一括払保険料	8,400円	16,500円
月払保険料(口座振替)	740円	1,440円

①注）地震物の築年数に達した建物に、対象にしない地震保険の保険料の5割を減額した目安です。  
 ②注）1回の地震については5000円、家財については1000円が限度となります。  
 ③注）1年一括払、前払金無引、全額返金無引、全額返金無引といった建物の耐震性評価に基づいた割引制度が適用されます。適用条件、割引率は取扱代理店または当社にお問い合わせください。  
 ④注）2010年1月1日に地震保険の構造区分(耐火構造・非耐火構造)の判定基準を改定しました。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

このチラシは地震保険の募集を促進するためのものです。詳細につきましては地震保険パンフレットまたは「お問い合わせ」をご覧ください。

**三井住友海上火災保険株式会社** ●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒100-8311 東京都千代田区千代田2-4-1 三井住友海上ビル  
 電話受付時間 9時～20時(土日祝日、年末年始を除く) 24時間受付(火災・盗難)  
 電話受付時間 9時～19時(土日祝日、年末年始を除く) 24時間受付(火災・盗難)  
 URL: <http://www.ms-i.co.jp>

90858 ASE 121024.14B (新)

地震保険を契約していない火災保険契約者に対し、損害保険会社各社において、地震保険加入のおすすめ案内の出状や、火災保険の満期更改時のおすすめ案内を実施。

＜具体的な取組み（三井住友海上社の例）＞

地震保険加入の  
おすすめ案内

火災保険契約者に、年に1回、火災保険の補償内容等について確認を促すための案内を送付する際、地震保険未加入の火災保険契約者に対しては、「地震保険加入のおすすめ案内」を同封して送付し、地震保険の加入をはたらきかけている。

立ちどまらない保険。  
**MS&AD**  
三井住友海上

## 地震保険へのご加入を おすすめします。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

火災保険では、地震等による直接的な損害に加えて、地震等によって発生した火災が延焼・拡大したことによる損害についても、保険金をお支払いできません。地震等による損害に備えて、火災保険とあわせて地震保険へのご加入をおすすめします。

**地震保険の対象となるもの**

- ★居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)
- ★家財(自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等は除きます。)

**地震保険の保険金のお支払いについて**

補償の状況	建物	家財	お支払いする保険金の額
全損 (注1)	主要構造部の損害の額が、建物の総価額の80%以上となった場合。または損失もしくは消失した部分の床面積が、建物の総床面積の70%以上となった場合。	損害の額が家財全体の総価額の80%以上となった場合。	地震保険の保険金額の全額(特約額が指定)
半損 (注1)	主要構造部の損害の額が、建物の総価額の20%以上50%未満となった場合。または損失もしくは消失した部分の床面積が、建物の総床面積の20%以上70%未満となった場合。	損害の額が家財全体の総価額の30%以上50%未満となった場合。	地震保険の保険金額×50%(特約額の50%が限度)
一部損 (注1)	主要構造部の損害の額が、建物の総価額の3%以上20%未満となった場合(注2)	損害の額が家財全体の総価額の10%以上30%未満となった場合。	地震保険の保険金額×5%(特約額の5%が限度)

補償保険会社全体で算出された1両の地震等による保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する6兆2,000億円の割合により削減される場合があります。(平成24年9月現在)

72年間にわたり年々増加した地震被害は、これも一因として深刻化を来しています。

(注1)「全損」「半損」「一部損」の区分は一般社団法人日本損害保険協会が所定した「損害賠償標準査定基準」に基づきます。

(注2)地震等が発生して、建物が見えるまたは全壊または45%以上の被害を受けた場合において、建物の損害が全壊または半壊に等しいと認められるものとします。

**保険金をお支払いしない主な場合** 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に損害が発生した場合、保険の対象が消失・盗難の場合等

**地震保険の保険金額について**

★建物・家財ごとに、火災保険の保険金額の30%～50%に相当する額の範囲内で決めください。  
ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

※ワンコイン等の低額特約の地震保険契約があることによる保険額制限となります。地震発生時居住する居住用建物の場合は、住宅ごとの保険額を適用することができます。

**地震保険料控除制度について**

平成19年1月の地震保険料控除制度の創設により、所得税、個人住民税について右記のとおり「地震保険料控除」が適用されます。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

	所得税	個人住民税
控除対象となる保険料	地震保険料の年間支払合計額の全額(50,000円が限度)	地震保険料の年間支払合計額の1/2(25,000円が限度)

三井住友海上ホームページ <http://www.ms-ins.com>

### 地震保険の保険料について

＜地震保険の保険金額100万円に対する保険料の目安(保険期間1年、一割払、割引適用なしの場合)＞ (単位円)

建物構造 所在地	<耐火構造(準1)>		<非耐火構造(準2)>		
	所在地	所在地	所在地	所在地	
北海道	650	1,270	富山県	650	1,270
青森県	650	1,270	岩手県	650	1,270
岩手県	500	1,000	大分県	1,050	1,880
宮城県	650	1,270	兵庫県	650	1,270
秋田県	500	1,000	奈良県	650	1,270
山形県	500	1,000	和歌山県	1,680	3,060
福島県	500	1,000	鳥取県	500	1,000
茨城県	910	1,880	徳島県	500	1,000
栃木県	500	1,000	岡山県	650	1,270
群馬県	500	1,000	広島県	650	1,270
埼玉県	1,050	1,880	山口県	500	1,000
千葉県	1,880	3,060	徳島県	910	2,150
東京都	1,690	3,130	香川県	650	1,270
神奈川県	1,690	3,130	高知県	910	1,880
新潟県	650	1,270	福岡県	910	2,150
富山県	500	1,000	佐賀県	500	1,000
山形県	500	1,000	長崎県	500	1,000
福島県	500	1,000	鹿児島県	500	1,000
茨城県	910	1,880	熊本県	500	1,000
栃木県	650	1,270	大分県	650	1,270
群馬県	650	1,270	宮城県	650	1,270
埼玉県	1,690	3,130	鹿児島県	500	1,000
千葉県	1,690	3,060	香川県	650	1,270
東京都	1,890	3,060	高知県	650	1,270

(注1)「耐火構造」「非耐火構造」とは、主要な保険条件等に次ぎります。

適用期間	北風時の保険料率	有引の率	割引後の保険料率	割引後の保険料率
耐火構造 非耐火構造	標準	A:有引率、特-1:2割 C:有引率、特-1:4割	割引後の保険料率	割引後の保険料率

(注2)積立制度の活用・積立の場合の保険料は、頁中の「ご契約内容のお知らせ」ページに表示の割合、合わせて先までご確認ください。

### 地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)(以下①～④のいずれかに該当し、所定の補償料を提出いただいた場合、地震保険料に下表の割引を適用いたします。ただし、複数の割引の適用条件を満たす場合であっても、これらのうち最も割引率が高いものを適用いたします。

割引名称	割引率	条件	補償料の割引
①倉庫建築物割引 (平成19年1月1日適用)	30%	対象建物が「仕向の倉庫建築物の用途に際する倉庫(倉庫)」に指定された倉庫建築物である場合	①～④に基づき「建物住宅併用割引等」および「①指定倉庫」等が適用される場合に適用(注1)※
②倉庫等割引 (平成19年1月1日適用)	10% 30%	対象建物が「用途または「倉庫等」による倉庫等(用途別倉庫等)に指定された倉庫等(倉庫等)」に指定された倉庫等(倉庫等)である場合	①～④に基づき「建物住宅併用割引等」および「①指定倉庫」等が適用される場合に適用(注1)※
③倉庫等割引 (平成19年1月1日適用)	10%	対象建物が「用途または「倉庫等」による倉庫等(用途別倉庫等)に指定された倉庫等(倉庫等)」に指定された倉庫等(倉庫等)である場合	①～④に基づき「建物住宅併用割引等」および「①指定倉庫」等が適用される場合に適用(注1)※
④倉庫等割引 (平成19年1月1日適用)	10%	対象建物が「用途または「倉庫等」による倉庫等(用途別倉庫等)に指定された倉庫等(倉庫等)」に指定された倉庫等(倉庫等)である場合	①～④に基づき「建物住宅併用割引等」および「①指定倉庫」等が適用される場合に適用(注1)※

このチラシは、地震保険のありましをご案内するものです。  
詳細につきましては、同封の「ご契約内容のお知らせ」の3ページ～4ページ表示のお問い合わせ先までご連絡ください。

F002-S 500,000 2012.10 (第 42)



### ③ 訴求対象を絞った重点的な加入促進の取組み

財務省、金融庁、国交省の協力も得ながら各業界団体と連携の上、住宅ローン利用者やマンション管理組合向けの地震保険加入促進用チラシおよびポスターを作成し、団体会員企業である金融機関や不動産会社店舗、また住宅展示場やマンション等で掲示・配布。

#### 住宅ローン利用者向け

地震保険は、  
住宅ローンの負担の軽減にも  
役に立ちます。

① 地震前の住宅ローン + ② 建て直す際の住宅ローン



地震が発生すると、このようなふたつの住宅ローンを抱える場合があります。地震保険だけでは住宅ローンを完済できないこともありますが、万が一のとき、住宅ローンの負担を軽減し、生活再建をスムーズにするために、地震保険のご加入をご検討ください。

一般社団法人 日本損害保険協会  
一般社団法人 外国損害保険協会

みんなで支える安心  
**地震保険**

みなさんの保険料を積み立てて保険金をお支払いします

地震保険へのご加入を検討される際は、お近くの損害保険代理店、または、損害保険会社まで。

#### マンション管理組合向け

マンションには、  
入っておきたい地震保険が、  
**ふたつ**、あります。

① 共用部分の地震保険



例：玄関ホール、廊下、外壁など。

② 専有部分の地震保険



例：室内、間仕切り壁など。

マンションの地震保険には、「共用部分の地震保険」と「専有部分の地震保険」の2種類のたいせつな保険があります。

にもかかわらず、共用部分の地震保険の加入状況は、日本全体でおよそ30%と、低い水準にとどまっています。あなたのマンションは、大丈夫ですか？

万が一のとき、生活再建をスムーズにするために、今一度、あなたのマンションの地震保険をご確認ください。

※ 地震保険は、火災保険とセットで加入する必要があります。  
※ 共用部分の地震保険はマンション管理組合で、専有部分の地震保険は各区分所有者で申請いただくことが一般的です。

※2011年度の地震保険料率表、損害保険会社より提供。

一般社団法人 日本損害保険協会  
一般社団法人 外国損害保険協会  
一般社団法人 マンション管理業協会

みんなで支える安心  
**地震保険**

みなさんの保険料を積み立てて保険金をお支払いします

地震保険へのご加入を検討される際は、お近くの損害保険代理店、または、損害保険会社まで。

マンション共用部分の地震保険加入に関する実質的な意思決定機関であるマンション管理組合の理事会（役員）に対し、地震リスクの注意喚起をするためのツールを作成し、マンション管理会社の業界団体を通じて活用を推進。

## マンション管理組合向け提案書

マンション管理組合のみなさまへ

### マンション共用部分における地震保険について

平成26年6月

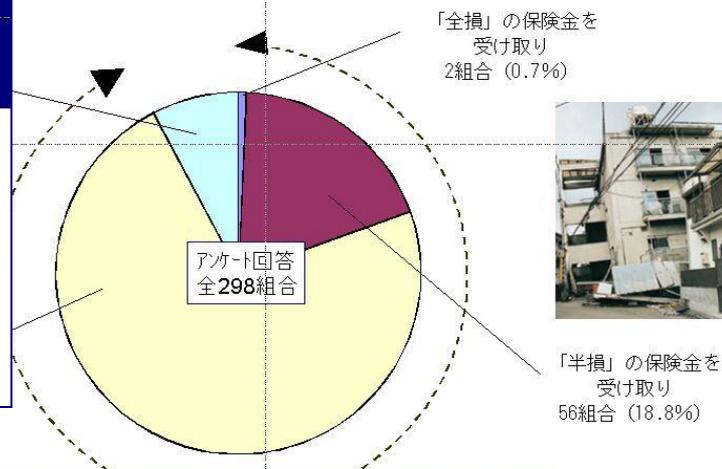
一般社団法人 日本損害保険協会  
一般社団法人 マンション管理業協会

受け取り  
217組合 (72.8%)

地震保険金を受け取ったマンションは、どのくらいあった？

日本大震災における地震保険の保険金受取り状況>

支援ネットワークせんだい・みやぎ」が実施した「仙台圏での被災状況・アンケート調査」によると、震災当時地震保険に加入していた仙台圏所在59割以上が地震保険金を受け取り、復旧費用等に充てられています。



92.3%のマンションが地震保険金をお受け取り

### (3) 財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」における論議を踏まえた加入促進

地震保険制度の根本に関わる全体像（総論）のほか、制度の強靱性、および地震保険の商品性について検討するために財務省に設置された「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」の報告書（平成24年11月）における提言を踏まえ、地震保険の加入を促進。

＜報告書（要旨）＞ ～震源モデル改定と合わせて速やかに対応すべき課題～

#### 【住宅ローン問題】

- ・住宅ローンを抱える被災者の負担を緩和する一助とするため、金融機関、損害保険会社及びその代理店たる宅建業者が連携して、住宅ローン債務者に対して地震保険の加入を促進すべき。

#### 【マンション問題】

- ・損害保険会社とマンション管理業者が連携して、マンション管理組合に対して共用部分の地震保険の加入を促進すべき。

#### ＜参考＞

プロジェクトチームでは、上記のほか、強靱性（民間準備金枯渇後の対応）、商品性（損害区分、損害査定方法の見直し、付保割合等）、保険料率（等地区分、耐震割引等）についても、整理や論議が行われている。

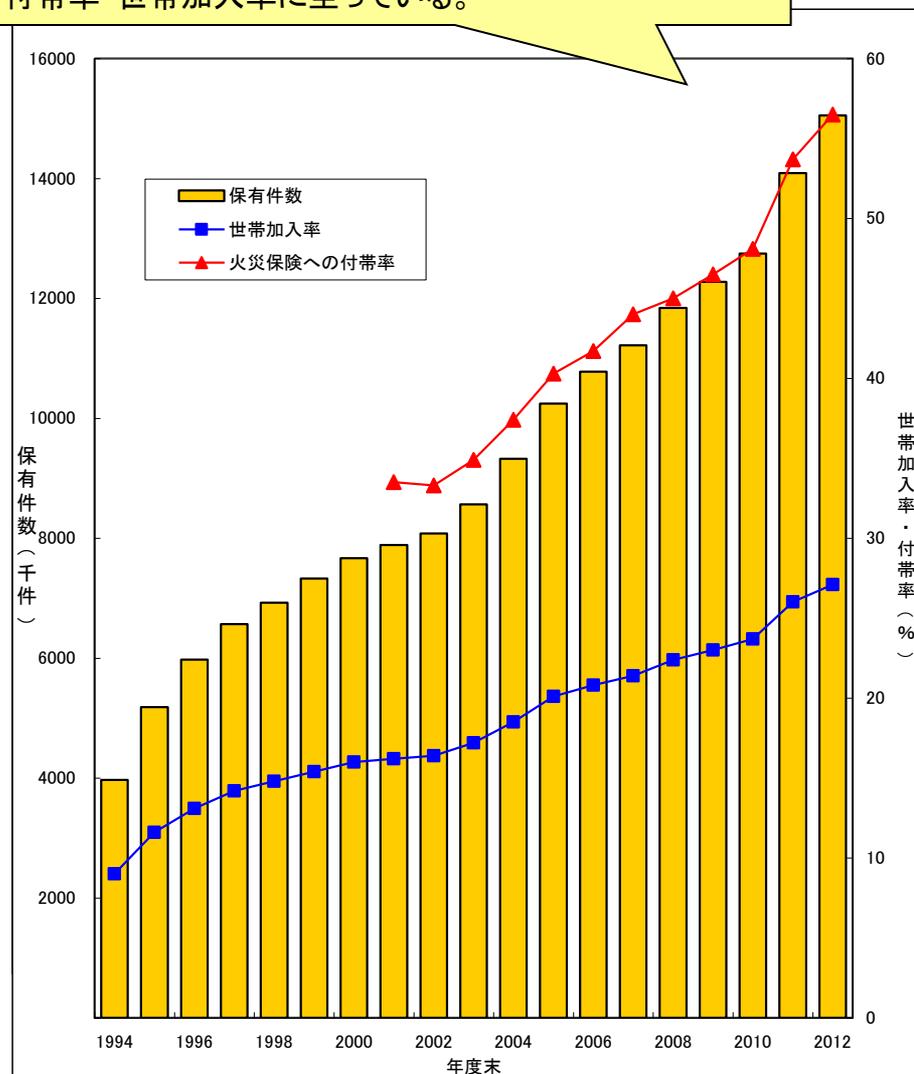
地震保険制度に関する  
プロジェクトチーム  
報告書

平成24年11月

## (4) 地震保険付帯率、世帯加入率

	世帯数	契約件数	世帯加入率 (%)	火災保険への 付帯率 (%)
1994年度	44,235,735	3,968,835	9.0	
1995年度	44,830,961	5,181,407	11.6	
1996年度	45,498,173	5,975,416	13.1	
1997年度	46,156,796	6,565,221	14.2	
1998年度	46,811,712	6,923,684	14.8	
1999年度	47,419,905	7,325,847	15.4	
2000年度	48,015,251	7,664,480	16.0	
2001年度	48,637,789	7,883,873	16.2	33.5
2002年度	49,260,791	8,078,780	16.4	33.3
2003年度	49,837,731	8,564,002	17.2	34.9
2004年度	50,382,081	9,324,901	18.5	37.4
2005年度	51,102,005	10,246,735	20.1	40.3
2006年度	51,713,048	10,775,335	20.8	41.7
2007年度	52,324,877	11,217,390	21.4	44.0
2008年度	52,877,802	11,841,278	22.4	45.0
2009年度	53,362,801	12,275,087	23.0	46.5
2010年度	53,783,435	12,747,680	23.7	48.1
2011年度	54,171,475	14,088,665	26.0	53.7
2012年度	55,577,563	15,050,169	27.1	56.5

阪神・淡路大震災後の1995年度から、地震保険準備金運用益を活用した地震保険広報活動を実施し、現在の付帯率・世帯加入率に至っている。



- (注) 1. 契約件数は、各年度末の地震保険保有契約件数に基づく。(証券単位)  
 2. 各年度末の世帯加入率は、年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。なお、2012年度の世帯数には、2012年7月9日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人を含む。  
 3. 火災保険への付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。

(出典) 損害保険料率算出機構



# <よりわかりやすい募集文書・説明のあり方に関する取組みについて>

## ①損害保険業界における取組み

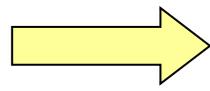
損保協会の第6次中期基本計画(2012年度~2014年度)において、重要事項説明書等について消費者目線でのわかりやすさの向上に向けた検討を行うこととし、これを受け、有識者を委員とする「よりわかりやすい募集文書・説明のあり方に関するタスクフォース」を設置して、検討が行われた。

同タスクフォースが2013年9月に取りまとめた報告書の趣旨を踏まえ、重要事項説明書に記載する事項の業界ガイドライン(契約概要・注意喚起情報(重要事項)に関するガイドライン)を改定した。

現在、各社において、同ガイドラインを踏まえた重要事項説明書の見直しおよびお客様への説明が行われている。

### 【見直し前】

**【見直し後】** 重要事項説明書は、ページ数・文字数が大幅に削減され、文字サイズは大きくなり、消費者にとってわかりやすい内容に改善。



**契約概要のご説明**

① 星屋の仕組みおよび引換条件

② 補償内容

③ 保険料

④ 補償金の払戻方法について

⑤ 補償金の支払いに関する注意

⑥ 補償金の請求

⑦ 補償金の請求

⑧ 補償金の請求

⑨ 補償金の請求

⑩ 補償金の請求

① 補償金の請求

② 補償金の請求

③ 補償金の請求

④ 補償金の請求

⑤ 補償金の請求

⑥ 補償金の請求

⑦ 補償金の請求

⑧ 補償金の請求

⑨ 補償金の請求

⑩ 補償金の請求

**1 契約締結前におけるご確認事項**

(1) 商品の名称、仕組み

(2) 商品の仕組み

① 商品名

② 商品名

③ 商品名

④ 商品名

⑤ 商品名

⑥ 商品名

⑦ 商品名

⑧ 商品名

⑨ 商品名

⑩ 商品名

⑪ 商品名

⑫ 商品名

⑬ 商品名

⑭ 商品名

⑮ 商品名

⑯ 商品名

⑰ 商品名

⑱ 商品名

⑲ 商品名

⑳ 商品名

㉑ 商品名

㉒ 商品名

㉓ 商品名

㉔ 商品名

㉕ 商品名

㉖ 商品名

㉗ 商品名

㉘ 商品名

㉙ 商品名

㉚ 商品名

㉛ 商品名

㉜ 商品名

㉝ 商品名

㉞ 商品名

㉟ 商品名

㊱ 商品名

㊲ 商品名

㊳ 商品名

㊴ 商品名

㊵ 商品名

㊶ 商品名

㊷ 商品名

㊸ 商品名

㊹ 商品名

㊺ 商品名

㊻ 商品名

㊼ 商品名

㊽ 商品名

㊾ 商品名

㊿ 商品名

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の確定方法

① 基本となる補償

② 補償の対象

③ 補償の対象

④ 補償の対象

⑤ 補償の対象

⑥ 補償の対象

⑦ 補償の対象

⑧ 補償の対象

⑨ 補償の対象

⑩ 補償の対象

⑪ 補償の対象

⑫ 補償の対象

⑬ 補償の対象

⑭ 補償の対象

⑮ 補償の対象

⑯ 補償の対象

⑰ 補償の対象

⑱ 補償の対象

⑲ 補償の対象

⑳ 補償の対象

㉑ 補償の対象

㉒ 補償の対象

㉓ 補償の対象

㉔ 補償の対象

㉕ 補償の対象

㉖ 補償の対象

㉗ 補償の対象

㉘ 補償の対象

㉙ 補償の対象

㉚ 補償の対象

㉛ 補償の対象

㉜ 補償の対象

㉝ 補償の対象

㉞ 補償の対象

㉟ 補償の対象

㊱ 補償の対象

㊲ 補償の対象

㊳ 補償の対象

㊴ 補償の対象

㊵ 補償の対象

㊶ 補償の対象

㊷ 補償の対象

㊸ 補償の対象

㊹ 補償の対象

㊺ 補償の対象

㊻ 補償の対象

㊼ 補償の対象

㊽ 補償の対象

㊾ 補償の対象

㊿ 補償の対象

## ②金融審議会における検討

2012年4月11日の金融審議会において、必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売の在り方について諮問され、同審議会下部に「保険商品・サービスの提供等のあり方に関するワーキング・グループ」が設置された。

同ワーキング・グループの報告書（2013年6月）では、利用者目線に立って必要な情報を提供する保険募集のあり方（利用者にとってわかりやすい募集文書のあり方等）について整理されたが、その中で、損害保険業界の重要事項説明書の改善案の取組みが評価され、法令等改正の可能性も含めて損害保険業界の意見を反映いただいている。

### <報告書（抜粋）>2-2-3 募集文書の簡素化について

○両業界（損保・生保）では、契約概要等の簡素化に向けて自主的な取組みを進めており、当ワーキング・グループにおいても当該検討状況の報告を受けることにより、両業界の自主的取組みとして当ワーキング・グループの問題意識に沿った検討・改善が進められていることが確認できた。

○簡素で分かりやすい募集文書を作成することは、保険募集人が当該募集文書を商品説明の際に使用することや顧客が自身で当該文書を理解することなどを通じて、顧客による保険商品内容の理解を促進することに繋がることから、情報提供義務を実質化するために極めて重要であり、各業界におけるこうした取組みの継続及び各社における創意工夫を期待し、今後とも分かりやすい募集文書の実現に向けた自主的な取組みを促すことが適当である<sup>(注)</sup>。

(注) また、既存の法令等が顧客にとって分かりやすい文書の作成を目指す当該取組みの障害となることがある場合には、顧客保護の観点から問題のない範囲で、法令等の内容を見直すことも検討することが適当である。



### (3) 災害等発生時の情報提供

大規模な地震や水災など、広範囲にわたって損害が発生する広域災害が発生した場合、損害保険会社は被災状況によって、例えば以下のような取組みを実施。

- ①損害発生の可能性が高い地域に所在する保険契約について、事故受付に係わらず、損害保険会社が立会調査を実施
- ②損害発生のある地域の保険契約のうち、事故受付をしていないお客様に対して、損害保険会社から電話・書面等による連絡を行い、損害が発生しているお客様に保険金請求の勧奨を実施（請求勧奨）

#### <東日本大震災時の対応例>

東日本大震災発生時は、損保協会の会員会社全社で、以下のような地震保険請求勧奨の取組みを実施。

- ◆地震保険を契約されているお客様に対して保険金を漏れなくお支払いするために、全損認定地域<sup>(注)</sup>等のお客様に限らず損害が発生している蓋然性が高い地区にお住まいのお客様に対して、会員損保各社からご案内を徹底。
- ◆契約更新時や保険料控除証明書交付時、またはその他の代理店による訪問時などに、損害の発生有無を確認。
- ◆マスコミ（新聞・テレビ・ラジオ）、ホームページ、避難所等でのポスター掲示等を通じて、包括的に周知・勧奨を実施。
- ◆福島第一原発事故に伴う警戒区域等にお住まいの方へ、避難所等で自己申告による損害調査の特定措置を案内。

(注)航空写真・衛星写真を用いて被災地域の状況を確認し、岩手県・宮城県・福島県の沿岸部地域において、津波によって壊滅的な被災を受けた街区を「全損地域」として認定したもの。当該地域に所在する地震保険契約はすべて全損認定することとした。